

令和4年度

比布町教育委員会の
権限に属する事務の管理及び
執行状況の点検・評価

比布町教育委員会

はじめに

平成19年（2007年）6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理、及び執行状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表することとされました。

このため、町教育委員会では、法の趣旨に基づき、効果的な教育行政を推進するとともに、町民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書にまとめました。

令和5年（2023年）11月

1. 目次

(1) 事務・事業点検・評価総括表	
(2) 事務・事業点検評価表	
・総務、学校教育関係	1
・社会教育関係	9
・スポーツ振興関係	16
(3) 教育委員会議開催状況	22

2. 点検及び評価の対象

令和4年度比布町教育推進の重点および令和4年度教育執行方針に基づいて実施した主要事業について、点検・評価の対象としています。

【関連計画項目】中、目標 重点は「令和4年度比布町教育推進の重点」の項目を、執行方針Pは「令和4年度教育行政執行方針」の記載ページを示しています。

3. 点検及び評価の方法

評価方法については、A・B・C・Dの4段階評価としており、その他の評価の手法については、個別の主要事業について、その目的・目標・内容に照らして、期待された成果が得られたか、また、その事業の必要性などを客観的視点で点検し、次の基準で評価しています。

「A」：想定どおりの成果が得られたもの。あるいは、目標（指標）を達成し、今後に向けた取り組みについてもさらなる効果が期待されるもの。

「B」：想定した成果はほぼ得られたが、さらなる改善が必要と考えられるもの。
あるいは、目標（指標）の達成は概ね図られたものの、今後に向けては引き続き解決すべき課題があるもの。

「C」：想定した成果が十分には得られず、見直しなどの検討が必要なもの。

「D」：想定した成果が得られず、早急に見直しなどの検討を進めるべきもの。